

許可業者との契約方法・処理手数料の引き上げについて

一般廃棄物収集運搬許可業者との契約方法について

① 許可業者までご相談下さい。

※ビルに入居している事業者の方は、ビルのオーナーや管理会社にもご相談ください。

② 収集回数や料金などの必要事項を確認してください。

③ 許可業者と契約します。

④ ごみが増減した場合などは、必要に応じて、契約した許可業者と、ごみの出し方や料金などについて見直しを行います。

許可業者との契約料金
100kgまでごとに800円を超えない額

許可業者とは？	事業系一般廃棄物を市のクリーンセンターに持ち込み、焼却するために、市が収集・運搬の許可を与えている業者です。許可業者は資源ごみも収集・運搬してリサイクルしています。なお、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者と契約して、適正に処理してください。
収集回数は？	営業日数を考慮して、1週間に何回くらい収集してもらいたいのか検討してください。
収集時間は？	営業時間を考慮して、何時頃収集してもらいたいのか検討してください。
収集量は？	1日に排出するごみ袋の数や、ごみの内容を確認してください。
収集場所は？	あらかじめ、ごみ排出場所を検討し、収集業者と相談してください。

一般廃棄物許可業者手数料の引き上げについて

多くの事業者の方々が、毎日出るごみの収集を、京都市から一般産業物についての許可を受けた業者（許可業者）に依頼されていますが、みなさんがこの許可業者に支払われている料金の中から、京都市は焼却処理などに必要となる手数料を徴収しております。

今後、この処理手数料を段階的に引き上げますので、適正な料金の負担にご理解、ご協力をお願いします。



変更時期	手数料額
現 行	100kgまでごとに 650円
平成23年4月～	// 800円
平成26年4月～	// 1,000円

Q&A

Q1 処理手数料とは？

A1 商店やオフィスなどから出た事業系ごみは、一般廃棄物の収集運搬許可を受けた業者によって、京都市のクリーンセンターに運ばれます。京都市では、そのごみを焼却したうえで、残った焼却灰を埋立処分しています。処理手数料は、これら処理に要する費用の一部であり、ごみを出された事業者の方々にご負担いただいているものです。

Q2 現在、許可業者に支払っている金額が1.5倍になるの？

A2 そうではなく、現在支払われている料金には、許可業者が収集や運搬するのに必要な経費や利益も含まれています。処理手数料は、契約されている金額の一部という訳です。